# 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

## 共通様式

①法人名称	学校法人神奈川歯科大学
②設置大学名称	神奈川歯科大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	soumuka@kdu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年10月1日
⑥点検結果の公表日	2025年10月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kdu.ac.jp/corporation/outline/info/governance/
8本協会による公表	承諾する

## 【備考欄】

## 様式I

#### I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	0
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	$\circ$
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

## Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

#### Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

## Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1-1①	説明
┃建学の精神等の基本理 ┃ ☆ス ズキケ☆ □ キゥ ☆ □ ニ	建学の精神、教育の理念、医療理念、教育の目的、教
┃念及び教育目的の明示	育目標をホームページにて学生のみならず広く周知を
	している。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入
の方針」、「教育課程編	れの方針をホームページ、大学案内等で明確に示して
┃成・実施の方針」及び	いる。
「入学者受入れの方	教育組織委員会等にて、自己点検・評価報告書に基づ
針」の実質化	き教育向上に取り組んでいる。
実施項目1-13	説明
教学組織の権限と役割	規程に定め、学長の役割を、本学を代表し本学の教育
の明確化	理念に基づき校務をつかさどり、所属教育員を統督す
	る、としている。副学長の役割について明確化をして
	補佐する体制を構築している。また、教授会の設置に
	ついても定めており、教授会の役割を明確化し、教学
	組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管
	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管
	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管 理運営に関する事項において、すべての教員、事務職
	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管 理運営に関する事項において、すべての教員、事務職
教職協働体制の確保	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。 説明
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。     説明       教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明 教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進して
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明 教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明  教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント(FD)の主たる目
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明 教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント (FD) の主たる目的は教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明 教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント (FD) の主たる目的は教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質の向上としている。ス
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明 教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント (FD) の主たる目的は教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質の向上としている。スタッフディプロメント (SD) は大学の取り巻く環境変
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明  教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント (FD) の主たる目的は教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質の向上としている。スタッフディプロメント (SD) は大学の取り巻く環境変化や高度化する課題に対応し、教育・研究活動および
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明 教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント (FD) の主たる目的は教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質の向上としている。スタッフディプロメント (SD) は大学の取り巻く環境変化や高度化する課題に対応し、教育・研究活動および効果的な管理運営体制を測るための組織的および個人
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明 教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント (FD) の主たる目的は教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質の向上としている。スタッフディプロメント (SD) は大学の取り巻く環境変化や高度化する課題に対応し、教育・研究活動および効果的な管理運営体制を測るための組織的および個人的な資質の向上の取り組みとしている。FD・SD委員会
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。  説明 教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント (FD) の主たる目的は教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質の向上としている。スタッフディプロメント (SD) は大学の取り巻く環境変化や高度化する課題に対応し、教育・研究活動および効果的な管理運営体制を測るための組織的および個人

#### 原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明	
中期的な計画の策定方	中長期計画の策定方針の明確化は、	教育組織の長や事

針の明確化及び具体性	務職員の管理職で構成する改革推進委員会にて毎年3月
のある計画の策定	に検証を行い、中長期計画として定めている KDU2028 計
	画に毎年度反映させている。また、年度の事業計画は
	KDU2028 計画の進歩状況も踏まえて部門ごとに策定し理
	事会、評議員会にて決定し、イントラネット等に公開
	して周知している。
実施項目1-2②	説明
実施項目1-2② 計画実現のための進捗	説明 計画実現のための進歩管理として、中長期計画である
	H, C, C,
計画実現のための進捗	計画実現のための進歩管理として、中長期計画である
計画実現のための進捗	計画実現のための進歩管理として、中長期計画である KDU2028 計画を策定し、教育、研究、臨床、管理・運

## 原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神の基づき、社会からの要請にこたえるべ
材の育成 	く、毎年度教育組織、附属病院施設等において学修体 制の確認・検討を行い、社会情勢のニーズを踏まえた
	人材の育成を行っている。また、地域の医療関係者、
	また市民向けの公開セミナー等も開催し、広く学びの
	機会を提供している。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	「社会連携・社会貢献活動に関する方針」に基づき、
推進	取組み及び推進を行っている。地域社会の各種団体・
	機関等と連携し、警察官や海上保安庁職員への検視作
	業研修会、小中高校生への体験プログラム・職業体験
	等を提供している他、教職員や学生が参画する社会ボ
	ランティア活動として、募金活動や地域の清掃活動等
	に参画することにより、社会貢献・地域連携に努めて
	いる。

## 原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	多様性を受容する体制として、留学生に対して学修等
の充実	の支援を行う担当教職員の配置や、障がいのある学生
	への支援に関する方針を策定し、その理解を含め適正
	に対応できるよう対応を行っている。教職員について
	は、タイバーシティー推進室を人事課内に設置し、担
	当職員を配置し受容体制を整えている。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	役員等への女性登用の配慮として、評議委員2名(総数
配慮	10 名)の女性を登用している。また、教授職への女性

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の資格及び構成を「寄附行為」に定め明確にして
明確化及び選任過程の	いる。理事選任のための機関選任機関を「寄付行為」
透明性の確保	に定め、評議員会の意見を拝聴し適切に選任してい
	る。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨
確保及び評議員会との	時に開催し「寄附行為」に従い、必要な事項において
協働体制の確立	は評議員会の意見を聞いたうえで、業務執行上の重要
	事項を審議し決定している。
	理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関
	することを「寄附行為」に定め適切に理事会、評議員
	会の運営を行っている。
	理事会・評議員会で決定した事業計画や方針に基づい
	て法人の日常業務運営は常任理事で構成する理事会で
	審議し、執行している。理事会の運営に関することは
	「学校法人神奈川歯科大学理事会規則」に定め適切に
	運営を行っている。
	理事会、評議員会の重要会議の議事録及び理事の職務
	執行に関わる情報については「寄附行為」等に基づき
	適切に作成、保存及び管理をしている。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研	本法人の定例理事会は毎月開催することにより、学内
修機会の充実	外の最新情報を共有するほか、教学に関する重要事項
	及び教授会の報告、議事録の情報提供を行っている。
	学内外の研修する機会を常に提供できる環境を整えて
	いる。

#### 原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に
選任基準の明確化及び	定め、理事会にて監事候補者を審議し評議員会の決議
選任過程の透明性の確	により選任している。会計監査人は理事会にて候補者
保	を審議し、評議員会の決議によって選任している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監事による職務は「寄附行為」に定め、毎年度に内部
内部監査室等の連携	監査を適切に実施し、結果を理事会に報告をしてい

	る。監事は会計監査人と内部監査について、情報交換 等を出来る協力体制を整えている。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事への情報提供等は適切な情報提供を出来る体制を
修機会の充実	整備している。監事は理事会・評議員会に出席すると
	ともに、各役員と監事は過去の理事会・評議員会議事
	録を閲覧できる環境を提供している。研修会機会につ
	いては受講できる環境を提供している。

## 原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

かれつ し 山城兵五の下	
実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員の選任方法や属性・構成割合、資格を「寄附行
性・構成割合について	為」に定めている。評議員の選任は、評議員の年齢、
の考え方の明確化及び	性別、職業等に著しい隔たりが生じないよう配慮して
選任過程の透明性の確	行うと「寄附行為」に明記している。
保	
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会運営については、評議員会の開催する具体的
の確保及び理事会との	月や開催回数、招集する理由、方法、構成、職務等を
協働体制の確立	「寄附行為」に定め、運営の透明性を確保し、明記し
	ている。
	「寄附行為」に理事会と評議員会の決議が異なる場合
	は再度、開催を求めることができるようにしている。
	また、理事長及び監事の出席をしなければならないと
	し、評議員会において特定の事項について説明を求め
	られた場合は必要な説明をしなければならないと明記
	しており、協働体制を確立している。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	評議員会において、理事会における議案・決議概要等
研修機会の充実	を報告し、情報共有を行っている。

#### 原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	危機管理委員会を設置して、リスク顕著化防止に努め
整備及び事業継続計画	ている。また危機管理マニュアルの策定整備をし、防
の策定・活用	災事案等については関連委員会において常時対策がで
	きるよう整備をしている。危機に応じた対応ができる
	よう危機管理体制を整えながら事業継続の計画を図っ
	ている。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	理事及び教職員の法令等の遵守には、運営、職務執行が
制整備	関係法令、寄附行為に基づき健全に行われているか、内部

監査等にて検証を行い、	法令遵守に向けた体制整備を随
時行っている。	

#### 原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	本法人の情報公開は、社会に対して大学の透明性を公
方針の策定	開する観点から、社会への説明責任を果たすため積極
	的な情報公開の方針を定め、ホームページにより情報
	の公開・発信をしている。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	学校教育法施行規則等に基づき、学校法人に関する情
理解促進のための公開	報をホームページ内の「情報公開」にて積極的に公開
の工夫	発信している。また、ホームページ、SNS、紙媒体等に
	て学生、保護者、地域社会等ステークホルダー別に教
	育課程の編成、実施方針、学生アンケート等の教育に
	関する情報や、研究及び財務諸表、事業報告などを広
	く公開・配信をしている。

# Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明